

電気契約種別定義書

粹な坊っちゃんプラン

東京電力エリア 【低圧】

令和 5 年 8 月 1 日実施

株式会社エネワンでんき

目次

1	適用.....	1
2	本定義書の変更	1
3	定義.....	1
4	単位および端数処理.....	1
5	電灯需要.....	1
6	その他.....	3
	附則	4

1 適用

- (1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は、株式会社エネワンでんき（小売電気事業者登録番号 A0015、以下「当社」といいます。）の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。
- (2) 本定義書は次の地域に適用します。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）
----------------------	---

2 本定義書の変更

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、供給約款2（本約款等の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲示します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行なう場合は、供給約款2（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

3 定義

供給約款3（定義）に定義される言葉は、本定義書においても同様の意味で使用いたします。

4 単位および端数処理

供給約款4（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は、本定義書においても同様いたします。

5 電灯需要

粋な坊っちゃんプラン

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること
- ロ 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること

ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと一般送配電事業者が認めた場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとなることがあります。

(3) 契約電流

- イ 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、原則として、お客さまの申出によって定めます。
- ロ 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）により、電流を制限いたします。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、供給約款別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額の合計といたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流30アンペア	1,023円00銭
契約電流40アンペア	1,276円00銭
契約電流50アンペア	1,430円00銭
契約電流60アンペア	1,650円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定いたします。

最初の300キロワット時までの1キロワット時につき	33円32銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	39円82銭

(6) その他

電流制限器等を無断で取り外す等により、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、供給契約を解約することがあります。この場合、供給約款 33（違約金）に定める違約金を申し受けます。

6 その他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

附則

実施期日

本定義書は、令和5年8月1日から実施いたします。

電気契約種別定義書

粹な赤シャツプラン

東京電力エリア 【低圧】

令和 5 年 8 月 1 日実施

株式会社エネワンでんき

目次

1	適用.....	1
2	本定義書の変更	1
3	定義.....	1
4	単位および端数処理.....	1
5	電灯需要.....	1
6	その他.....	3
	附則	4

1 適用

- (1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は、株式会社エネワンでんき（小売電気事業者登録番号 A0015、以下「当社」といいます。）の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。
- (2) 本定義書は次の地域に適用します。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）
----------------------	---

2 本定義書の変更

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、供給約款2（本約款等の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲示します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行なう場合は、供給約款2（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

3 定義

供給約款3（定義）に定義される言葉は、本定義書においても同様の意味で使用いたします。

4 単位および端数処理

供給約款4（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は、本定義書においても同様いたします。

5 電灯需要

粋な赤シャツプラン

(1) 適用範囲

- 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
- イ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること
- ロ 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること

ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適當と認めたときは、イに該当し、かつ、口の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと一般送配電事業者が認めた場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとなることがあります。

(3) 契約容量

- イ 契約容量は、原則として、契約主開閉器の定格電流にもとづき、供給約款別表3（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。ただし、契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。
- ロ 電気の使用実態に応じ、イで定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、供給約款別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額の合計といたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	275円00銭
ロ 電力量料金	

電力量料金は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定いたします。

最初の300キロワット時までの1キロワット時につき	33円32銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	39円82銭

(5) その他

契約主開閉器を無断で取り外す、交換する等により、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、供給契約を解約することができます。この場合、供給約款 33（違約金）に定める違約金を申し受けます。

6 その他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

附則

実施期日

本定義書は、令和5年8月1日から実施いたします。

電気契約種別定義書

粹な山嵐プラン

東京電力エリア 【低圧】

令和 5 年 8 月 1 日実施

株式会社エネワンでんき

目次

1	適用.....	1
2	本定義書の変更	1
3	定義.....	1
4	単位および端数処理.....	1
5	電力需要.....	1
6	その他.....	3
	附則	4

1 適用

- (1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は、株式会社エネワンでんき（小売電気事業者登録番号 A0015、以下「当社」といいます。）の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。
- (2) 本定義書は次の地域に適用します。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）
----------------------	---

2 本定義書の変更

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、供給約款2（本約款等の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲示します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行なう場合は、供給約款2（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

3 定義

供給約款3（定義）に定義される言葉は、本定義書においても同様の意味で使用いたします。

4 単位および端数処理

供給約款4（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は、本定義書においても同様いたします。

5 電力需要

粹な山嵐プラン

(1) 適用範囲

- 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
- イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること
 - ロ 1需要場所において電灯需要とあわせて契約いただくこと
 - ハ 契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること

ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ハの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない一般送配電事業者が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとなることがあります。

(3) 契約電力

イ 契約電力は、原則として、契約主開閉器の定格電流にもとづき、供給約款別表 3（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。ただし、契約主開閉器で契約電力を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。

ロ 電気の使用実態に応じ、イで定めた契約電力が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約電力の変更をすることができるものとします。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額の合計といたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,081 円 53 銭
-----------------	--------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の季節別の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	27 円 49 銭	25 円 92 銭

(5) その他

契約主開閉器を無断で取り外す、交換する等の行為や変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用する等の行為は不正利用となり、供給契約を解約することがあります。この場合、供給約款 33（違約金）に定める違約金を申し受けます。

6 その他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

附則

実施期日

本定義書は、令和5年8月1日から実施いたします。

電気契約種別定義書

粹なマドンナプラン

東京電力エリア 【低圧】

令和 5 年 8 月 1 日実施

株式会社エネワンでんき

目次

1	適用.....	1
2	本定義書の変更	1
3	定義.....	1
4	単位および端数処理.....	1
5	時間帯区分	1
6	電灯需要.....	2
7	その他.....	3
	附則	4
	別表	5

1 適用

- (1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は、株式会社エネワンでんき（小売電気事業者登録番号 A0015、以下「当社」といいます。）の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。
- (2) 本定義書は次の地域に適用します。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）
----------------------	---

2 本定義書の変更

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、供給約款2（本約款等の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲示します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行なう場合は、供給約款2（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

3 定義

供給約款3（定義）に定義される言葉は、本定義書においても同様の意味で使用いたします。

4 単位および端数処理

供給約款4（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は、本定義書においても同様いたします。

5 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) 昼間時間

毎日午前9時から午後11時までの時間をいいます。

(2) 夜間時間

毎日午前0時から午前9時および午後11時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

6 電灯需要

粹なマドンナプラン

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ お客様が1年を通じて本定義書の適用を希望されること

ロ 別表1（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）または別表2（以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。）を使用し、夜間蓄熱式機器の総容量（入力）またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量（入力）が1キロボルトアンペア以上であること

ハ 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ10キロボルトアンペア以下であること

ニ 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること

ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適切と認めたときは、ハに該当し、かつ、ニの契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

なお、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に満たないお客様については、本定義書を適用いたしません。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流单相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流单相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと一般送配電事業者が認めた場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとなることがあります。

(3) 契約容量

イ 契約容量は、原則として、契約主開閉器の定格電流にもとづき、供給約款別表3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。ただし、契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、使用状況および同種の契約を締結している他のお客様の負荷率等を基準として、お客様と当社との協議によって定めることができるものとします。

ロ 電気の使用実態に応じ、イで定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および供給約款別表2（燃料費調整）

(1)ホによって算定された燃料費調整額の合計といたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1契約につき	1,760円00銭
--------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 昼間時間

1キロワット時につき	42円36銭
------------	--------

(ロ) 夜間時間

1キロワット時につき	30円60銭
------------	--------

ハ その他

契約主開閉器を無断で取り外す、交換する等により、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、供給契約を解約することができます。この場合、供給約款33（違約金）に定める違約金を申し受けます。

7 その他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

附則

実施期日

本定義書は、令和5年8月1日から実施いたします。

別表

1 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、主として夜間時間に通電する機能を有し、通電期間中に蓄熱のために使用される機器をいいます。

2 オフピーク蓄熱式電気温水器

オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客様が給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸き上げる機能を有する機器であって、夜間蓄熱式機器に該当しないものをいいます。

電気契約種別定義書

粹なマドンナライフ

東京電力エリア 【低圧】

令和 5 年 8 月 1 日実施

株式会社エネワンでんき

目次

1	適用.....	1
2	本定義書の変更	1
3	定義.....	1
4	単位および端数処理.....	1
5	時間帯区分	1
6	電灯需要.....	2
7	その他.....	5
	附則	6
	別表	7

1 適用

- (1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は、株式会社エネワンでんき（小売電気事業者登録番号 A0015、以下「当社」といいます。）の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。
- (2) 本定義書は次の地域に適用します。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）
----------------------	---

2 本定義書の変更

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、供給約款2（本約款等の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲示します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行なう場合は、供給約款2（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

3 定義

供給約款3（定義）に定義される言葉は、本定義書においても同様の意味で使用いたします。

4 単位および端数処理

供給約款4（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は、本定義書においても同様いたします。

5 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) 昼間時間

毎日午前0時から午前1時および午前6時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

(2) 夜間時間

毎日午前1時から午前6時までの時間をいいます。

6 電灯需要

(1) 粋なマドンナライフ S

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) お客様が1年を通じて本定義書の適用を希望されること
- (ロ) 別表1（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）または別表2（以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。）を使用し、夜間蓄熱式機器の総容量（入力）またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量（入力）が1キロボルトアンペア以上であること
- (ハ) 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること
- (ニ) 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること

ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ハ)に該当し、かつ、(ニ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

なお、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に満たないお客様については、本定義書を適用いたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと一般送配電事業者が認めた場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとなることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、原則として、お客様の申出によって定めます。
- (ロ) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）により、電流を制限いたします。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および供給約款別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額の合計といたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 30 アンペア	1,023 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,276 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,430 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,650 円 00 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a 昼間時間

1 キロワット時につき	42 円 91 銭
-------------	-----------

b 夜間時間

1 キロワット時につき	26 円 20 銭
-------------	-----------

ホ その他

電流制限器等を無断で取り外す等により、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、供給契約を解約することができます。この場合、供給約款33（違約金）に定める違約金を申し受けます。

(2) 粋なマドンナライフL

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること
- (ロ) 別表1（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）または別表2（以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。）を使用し、夜間蓄熱式機器の総容量（入力）またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量（入力）が1キロボルトアンペア以上であること
- (ハ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること
- (ニ) 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること

ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ハ)に該当し、かつ、(ニ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

なお、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。

口 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと一般送配電事業者が認めた場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとなることがあります。

ハ 契約容量

(イ) 契約容量は、原則として、契約主開閉器の定格電流にもとづき、供給約款別表3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。ただし、契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。

(ロ) 電気の使用実態に応じ、(イ)で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および供給約款別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額の合計といたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	275円00銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a 昼間時間

1キロワット時につき	42円91銭
------------	--------

b 夜間時間

1 キロワット時につき	26 円 20 銭
-------------	-----------

ホ その他

契約主開閉器を無断で取り外す、交換する等により、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、供給契約を解約することができます。この場合、供給約款 33（違約金）に定める違約金を申し受けます。

7 その他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

附則

実施期日

本定義書は、令和5年8月1日から実施いたします。

別表

1 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、主として夜間時間に通電する機能を有し、通電期間中に蓄熱のために使用される機器をいいます。

2 オフピーク蓄熱式電気温水器

オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客様が給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸き上げる機能を有する機器であって、夜間蓄熱式機器に該当しないものをいいます。